令和4年3月伊奈町農業委員会総会議事録

令和4年3月25日(金)

議事録

会 議 名 令和4年3月 伊奈町農業委員会総会

招集月日 令和4年3月25日(金)

開会時刻 午前10時00分

閉会時刻 午前11時10分

招集場所 上下水道庁舎 第1会議室

応招委員 (農業委員)

小林 久夫 加藤 泰三 白幡 武悟 齋藤 誠一 齋藤 勝明

秋山 英章 高山 貢一 青木 久眞 大塚 俊雄 戸井田武夫

応招委員(農地利用最適化推進委員)

 渡辺 久夫
 細田 光一
 大島 久雄
 加藤 幹夫
 中村 仁

 計 15 名

欠席委員(農業委員) なし

(農地利用最適化推進委員) なし

議事録署名 青木 久眞 大塚 俊雄

事務局職員 中本局長、川田係長、工藤主任

会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の

議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名 事務局長

定刻となりましたので、只今から令和4年3月の農業委員会総会を開催いたします。

本日は、蓮見委員から欠席の連絡をいただいておりまして、農業委員は10名の出席でございます。

なお、推進委員は全員出席いただいております。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が 成立しますことをご報告いたします。

それでは高山会長代理、開会のあいさつをよろしくお願いします。

会長代理 高山会長代理 あいさつ

会長 戸井田会長 あいさつ

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

(10:00 開会)

議長

ただいまから、令和4年3月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては、青木久眞委員、大塚俊雄委員を指名しますので、よろしくお願いします。はじめに、第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議を行います。番号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号1番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

今回の申請地は、令和3年8月に除外の申出書が提出され、同年10月に除外のご審議いただいた案件になります。令和4年2月17日付けで除外認可公告を行ったものです。本案件は〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんの所有している農地を資材置場として整備し〇〇〇〇〇〇〇〇〇位貸し付ける事業計画になります。それでは事前にお配りいたしました「第1号議案番号4番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。申請地は○○の○○○○の○、申請地と示しているところになります。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、本申請地の隣に 既存の資材置場がございますが、町の公共事業の工事場所の近隣空き地に資機材を仮置きして いるが、使用面積に限りがあるため、本申請地に資材置場を拡張することを計画したとのこと です。

資料4ページは土地登記簿謄本。

資料5ページは公図の写し。

資料6ページから9ページは資材置場の設置に係る資料、事業計画図、現況図、隣地同意書です。

資料10ページから15ページは資金計画書、見積書、売買契約書、預金通帳の写しになります。

資料16ページから18ページは本人確認の書類。

資料19ページから20ページは住民票。

資料21ページは代理人の委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第1種農地に区分されます。第1種農地のあてはまる要件といたしましては、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当いたします。許可の基準によりますと、第1種農地は原則として許可することができないとありますが、不許可の例外といたしまして、「既存の施設の拡張」があり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものについては認めることになっており、既存の資材置場の面積が924㎡、本申請地は419㎡ですので不許可の例外にあたります。次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われます。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の蓮見委員が欠席しておりますので、本地区担当の渡辺久夫推進委員さん、意見等あればお願いします。

渡辺久夫推進委員

先日、現地を見てきました。以前は境界線もわからないくらい草木が荒れていましたが、○○ さんも普段からきちんと農業をされている方なので、特に問題はないと考えます。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

他に意見のある方はいらっしゃいませんか。それでは、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、1番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。ここで、暫時休憩します。

(10:14休憩)

(○○○○委員退席)

(10:14 再開)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。第1号議案番号2番につきましては、○○○○委員が関係する案件でありますので、伊奈町農業委員会会議規則第10条の規定により休憩中に退席いただきました。議事には加わらないことになります。それでは、番号2番を議題といたします。 事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号2番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

今回の申請地は、令和3年8月に除外の申出書が提出され、同年10月に除外のご審議をいただいた案件になります。令和4年2月17日付けで除外認可公告を行ったものです。本案件は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんが、 $\bigcirc\bigcirc$ が所有している農地に自己用住宅を建築する事業計画になります。それでは事前にお配りいたしました「第1号議案番号5番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。○○の○○○の○で申請地と標しているいるところになります。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、現在事業計画者は○○○○にある賃貸アパートに住んでおりますが、家財道具が増えて伴い手狭になったことや、父親の農作業を手伝うことを考え、実家の前の本申請地に自己用住宅の建築を計画したとのことです。

資料4ページ5ページは土地の全部事項証明書。

資料6ページは公図の写し

資料7ページから11ページは土地利用計画図、建物の図面になります。

資料12ページから15ページは資金調達計画書、見積書、残高証明書、金融機関からの事 前審査の結果になります。

資料16、17ページは印鑑証明書。

資料18ページは農家証明書

資料19ページは除外証明書。

資料20ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。2種農地のあてはまる要件といたしましては、「申請地の農地がおおむね500m以内に鉄道の駅が存在すること」となっており、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇駅から約380mの距離にあります。また、第2種農地は、代替性も審査の対象となりますが、理由書の記載内容から、代替地に立地は困難であると考えます。次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われます。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

本地区担当の加藤幹夫推進委員さん、意見等あればお願いします。

加藤幹夫推進委員

先日、本人と会ってきました。除外の際にも話は聞き、現地も確認しましたが、適正に管理 されており、問題ないと考えます。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、2番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当と意見を付して知事に進達することに決定しました。暫時休憩します。

(10:20 休憩)

(○○○○委員復席)

(10:20 再開)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。次に、番号6番を議題といたします。事務局から議案の 朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号6番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請 事由等説明。

今回の申請地についても、令和3年8月に除外の申出書が提出され、同年10月に除外のご審議いただいた案件になります。令和4年2月17日付けで除外認可公告を行ったものです。本案件は〇〇〇〇でリサイクル業を行っている〇〇〇〇が〇〇さんの所有している農地を資材置場として取得、移転する事業計画になります。それでは事前にお配りいたしました「第1号議案番号6番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。申請地は役場からいなほ街道へ降りていく

途中で申請地を示しているところになります。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、事業計画者は○○○でリサイクル業を行っていますが、事務所前の所有地で資機材の積み替えでは作業効率が悪いため本申請地に移転を計画したことのことです。

資料4ページは土地登記簿謄本。

資料5ページは公図の写し。

資料6ページから8ページは資材置場の設置に係る資料、事業計画図、現況図です。

資料 9 ページから 1 7 ページは資金計画書、見積書、売買契約書、預金通帳の写しになります。

資料18ページから19ページは事業計画書と取引会社からの搬入計画書です。

資料20ページから21ページは隣地同意書。

資料22ページから28ページは履歴事項証明書と定款。

資料29、30ページは印鑑証明書。

資料31ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。第2種農地のあてはまる要件といたしましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ10ha 未満のものに該当いたします。申請の土地は市街化区域の○○から約480mに位置しており、農地の規模も約4haと10ha未満です。また、第2種農地は、代替性も審査の対象になりますが、先ほど説明しました理由書などの記載内容などから、代替地に立地は困難であると考えました。次に、一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われます。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の秋山英章委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

秋山英章委員

先日、大島委員と現地を確認してきました。隣にはもう資材置き場ができているが、農地も 埋め立てているようなので、特に問題はないと考えます。

議長

次に、本地区担当の大島久雄推進委員さん、意見等あればお願いします。

大島久雄推進委員

私も、秋山委員と現場を見てきました。資材置き場ということで、特に問題はないと考えます。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

他に意見のある委員さんはいませんか。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、6番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。次に、第2号議案、伊奈町新規就農者奨励金交付に係る意見について議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第2号議案、議案書朗読。

本案件は町より新規就農者への奨励金交付にあたって、農業委員会へ意見照会があったものです。まず、本奨励金の制度でございますが、町の農業及び農村の健全な発展と、農業後継者の育成を図るため、新規就農者に対して奨励金を交付するものです。奨励金の交付は5年間行われ、初年度である今年が30万円、2年目以降が5万円となります。今回、〇〇〇〇にお住まいの「〇〇〇〇」さんが就農したことを受け、奨励金の交付申請がありましたので、農業委員会の意見を伺うものです。

資料1ページが奨励金交付要綱第4条第2項の規定による、農業委員会への照会。

資料2ページが新規就農者奨励金の交付申請書になります。申請書の○○○○さんは昭和47年生まれで、現在○○歳、○、○○○人と○人で○○にお住まいです。○○○で借りている果樹園で、平成31年度より巨峰組合の指導を受けながら剪定から収穫販売まで妻と二人で3年間1反ほどのぶどうを熱心に栽培しております。今後は、利用権を設定した○○○○ほ場を中心とし、経営地を拡大していきたいとのことです。

資料3ページは奨励金交付申請に必要な「埼玉県振興センター」の推薦書になります。

ほ場については、4ページに一覧表、5ページ6ページが航空写真になります。 $\bigcirc\bigcirc$ さんの 営農状況ですが、令和3年は会社に勤めながら兼業にて年間の農業従事時間は1600時間、年間農業所得は80万円となっております。事務局からの説明は以上です。

議長

ただいまの説明に対しまして、ご意見並びにご質疑がございましたら、ご発言をお願いいた します。

高山代理

先日、圃場に伺った際に本人がいたため、話を伺ってきた。実際にやっているには資料でいう3つ目から7つ目の圃場とのこと。全部で20本ほど木を植えてあり、シャインマスカットを中心にやっているが、今は様々な品種を試している、とのこと。種有りが習得できれば、種無しにも応用できるので、大丈夫であると考える。

事務局

議長

年齢制限などはないのか。

事務局

要綱上では、年齢としては 45 歳未満となっておりますが、規程のその他に、それに準ずるものとして町長が認めた者、というのがあります。今回、町の特産のブドウを栽培していることもあり、将来、特産を守っていただくということで、我々としても新規就農者として支援をしていきたいということで、その他規定で採択していただき、農林振興センターと相談し、推薦していただきました。

議長

それでは、他に意見のある委員さんはいらっしゃいませんか。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。新規就農者に対する奨励金の交付に関して、異存ない旨回答することに賛成の方は挙手願います。

各委員

举手「全員」

議長

挙手全員です。よって、新規就農者に対する奨励金の交付に関して異存ない旨回答することに決定いたしました。とすることに決定いたしました。次に、第3号議案、農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画策定に係る意見について議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第3号議案、議案書朗読。

本案件は「農業における政策・方針決定過程への女性参画の推進について」農林水産省経営局長・農村振興局長通知が発令されたことを受け、市町村における女性委員の割合の目標の設定方法や計画の策定方法が示され、各自治体は取組計画を提出することになったため、町から農業委員会に策定にあたり意見を求められたものです。それでは、関係資料をご覧ください。資料1ページは町からの意見照会書になります。

資料2ページは農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画(案)になります。

資料3ページから5ページは「農業における政策・方針決定過程への女性参画の推進について」の局長通知の一部です。

それでは、資料2ページにお戻りください。目標及び取組計画(案)についてご説明いたします。項目のNo.1から5までは、現在の伊奈町農業委員会の委員数と女性委員数について記載されております。No.6の目標女性委員数でございますが、伊奈町の委員数11人における目標基準は3人でございます。次期改選に向けて3人女性委員を増員することが目標となります。No.8の女性の登用に向けて取り組む事項でございます。

3つの項目に分かれており、男女共同参画社会の実現に向けた理解の醸成に向けて、町の男女共同参画担当部局と連携し、広報誌及び町ホームページを通じた周知活動を実施する。助成農業者の集まりや、町の男女共同参画協議会、農業委員会及び JA 等農業関係団体から情報を収集し、農業経営に参画する女性、家族、配偶者等、法人又は任意団体の構成員及び中立委員候補として、行政書士や司法書士等の企業を営む女性等に、候補者として選定する。

具体的には、対象者全員にチラシのパンフレットなどを送付、電話や対面による意向把握の 実施、農業委員に関心があると見込まれたものに対して、当該者の配偶者同席のうえで積極的 な働きかけ、こういった事項を8番として挙げております。 №.9でございますが、令和5年7月の改選までのスケジュールになっております。

ここで、本日お配りしております資料をご覧ください。令和3年10月1日時点での埼玉県内の女性農業委員・農地利用最適化推進委員の一覧になります。県内62の委員会のうち、1人も女性委員がいない委員会は伊奈町を含め7委員会になります。

それでは、関係資料にお戻りください。資料4ページの農業における政策・方針決定過程への女性参画の推進についての別紙をご覧ください。中ほどの四角の中に「第5次計画における成果目標」の抜粋がございますが、農業委員会において女性の委員・役員等が登用されていない組織数を令和7年度までに0にする。また、農業委員に占める女性の割合を早期に20%、さらに令和7年度までに30%を目指すとされております。以上が、農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画の説明になります。策定にあたり町農業委員会の意見についてご審議願います。

議長

ただいまの説明に対しまして、ご意見並びにご質疑がございましたら、ご発言をお願いいた します。

加藤泰三委員

○○の場合、農業委員に関して、「なる人がいないからやってくれ」と言われてなっている のが現状。

ここに来てわかったことだが、伊奈の場合は農業をやってても、非常にやってる面積が少ない。

農業委員になる条件が不透明である。もしあるのであれば、そこをもっとわかりやすく説明する必要がある。

議長

今までは慣例で、各地区選挙で決めていたが、今回から制度が変わって、町長が伊奈町全体から、この人を委員さんとして推薦し、議会にかけて任命するという形になってる。今の制度は伊奈町全体から推薦、というわけではないから、11 人を推薦している。現状〇〇は農地がほとんどなく、市街化区域になってしまっている。農地として生きているところは水田地帯だけであり、農業委員会として審査するところがなくなってきている、という地域性がある。これからの在り方をどうすればよいか、という点が問われてくる。

各委員さんや、各農家組合の組合長とよく相談して、今後どうするかも考えていかないといけない。

議長

事務局よりこの内容で提案が出ておりますので、こちらの内容でこれより採決をしたいと思います。女性委員登用目標及び取組計画に関して、異存ない旨回答することに賛成の方は挙手願います。

各委員

举手「全員」

議長

挙手全員です。よって、女性委員登用目標及び取組計画に関して異存ない旨回答することに 決定いたしました。とすることに決定いたしました。続きまして、会務報告及び許可状況報告 を事務局長から申し上げます。中本局長よろしくお願いします。

中本事務局長

○会務報告

○農地転用許可状況、届出状況

議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

(事務連絡)

議長

以上で、報告並びに事務連絡を終わります。ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、 質疑等何かありますか。

事務局

続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

4月25日、月曜日、伊奈町役場、3階、第1会議室、午前10時00分で調整をお願いします。以上で、本日の議事は終了しました。これをもちまして、閉会とします。

(11:10閉会)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和4年3月25日

会	長		
署名李	委員		
署名李	委員		